

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月9日提出
【計算期間】	第8期（自 2024年2月10日 至 2025年2月10日）
【ファンド名】	U S バイオ・ベンチャー(限定追加型)
【発行者名】	ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 八木 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町 2 9 番地 1 番町ハウス
【事務連絡者氏名】	大岩 和弘
【連絡場所】	東京都千代田区一番町 2 9 番地 1 番町ハウス
【電話番号】	03-5210-3342
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、「USバイオ・ベンチャー・マザーファンド（以下、マザーファンドといいます）」への投資を通じて、今後高成長が見込まれる米国の中小型バイオ関連企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、300億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本	ファミリー ファンド	あり
	年4回			
債券		北米		
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	日々			
不動産投信		中南米		
	その他			
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型))	()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
 なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》

<https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

＜ファンドの特色＞

1 中長期的に高成長が期待される、米国の中小型バイオ関連企業の株式へ主に投資を行います。

- 米国の金融商品取引所に上場する、バイオ医薬品を開発する企業、及びバイオ医療に関連する企業の株式*に投資を行います。
組入銘柄数は、40～70銘柄程度を目処とします。
- 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
但し、市況急変時の対応として、またはファンドの資金動向や投資環境等によって、そうした運用ができない場合、もしくは運用者の判断でそうした運用を行わない場合があります。

*株式には、預託証書(DR)を含みます。預託証書(DR)とは、Depository Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所で取引されます。



バイオ医薬品とは

有効成分がたんぱく質由来、または生物由来の物質(細胞、ウイルス、バクテリアなど)により産出される医薬品。

2 ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク(以下、ビクトリー・キャピタル・マネジメント社)傘下で、米国中小型成長株式運用について専門的なノウハウを有するRSインベストメンツのグロース・チームが実質的な運用を行います。

- 当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行い、マザーファンドの運用はビクトリー・キャピタル・マネジメント社に運用の指図に関する権限を委託します。
- RSインベストメンツのグロース・チームは、米国ベンチャー企業の聖地、シリコンバレーを臨むサンフランシスコを拠点とし、徹底したファンダメンタルズ分析と企業訪問によるボトムアップリサーチに基づき、時代を画するイノベーション企業の発掘に努めています。

3 当ファンドは追加の申込みを平成30年2月16日までの毎営業日とする限定追加型投資信託です。また、換金は月2回申込みを受け付けます。

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

運用会社について

RSインベストメンツ

- 本拠:カリフォルニア州サンフランシスコ
- 1986年設立
- 米国中小型株式投資に特化した専門的運用会社(ブティック)
- 17名の中小型企業専門アナリスト等を擁す
- 2016年7月に、ビクトリー・キャピタル・マネジメント社(下記)の傘下入り
- 日本では2000年以降、累計10本の公募投信において運用の再委託先に採用



ビクトリー・キャピタル・マネジメント社



- 本社:テキサス州サンアントニオ
- 米国を代表する独立系運用会社として、RSインベストメンツをはじめ、異なる資産クラスや戦略に特化したアクティブ運用を行う11の運用フランチャイズと、ルールベース運用を行うチームを保有
- 同社の持株会社であるビクトリー・キャピタル・ホールディングス社が、2022年フォーチュン誌「全米急成長企業100社」に2年連続でランクイン
- 運用総資産額の79%が、ベンチマークを上回るパフォーマンス(過去10年)を達成

出所:ビクトリー・キャピタル・マネジメント社。2021年12月末現在

(注)上記は過去のものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆或いは保証するものではありません。

運用プロセスについて

- RSインベストメンツ グロース・チームが運用を行います。



● 中小型バイオ企業選定のポイント

- ① 特化する分野の薬品開発領域において第一人者であること
- ② 治療が効果を示す範囲(セラピューティック・ウィンドウ)が広いこと
- ③ 開発に必要な資金を潤沢に保有していること
- ④ 開発中の医薬品の利権を手放していないこと
(大手製薬企業との共同開発の場合、利権を有利に所有していないケースがある)
- ⑤ 開発中の医薬品に対して医師が関心を示していること(医療コンファレンス等で確認)
- ⑥ 成功体験を有する優れた経営陣が存在すること

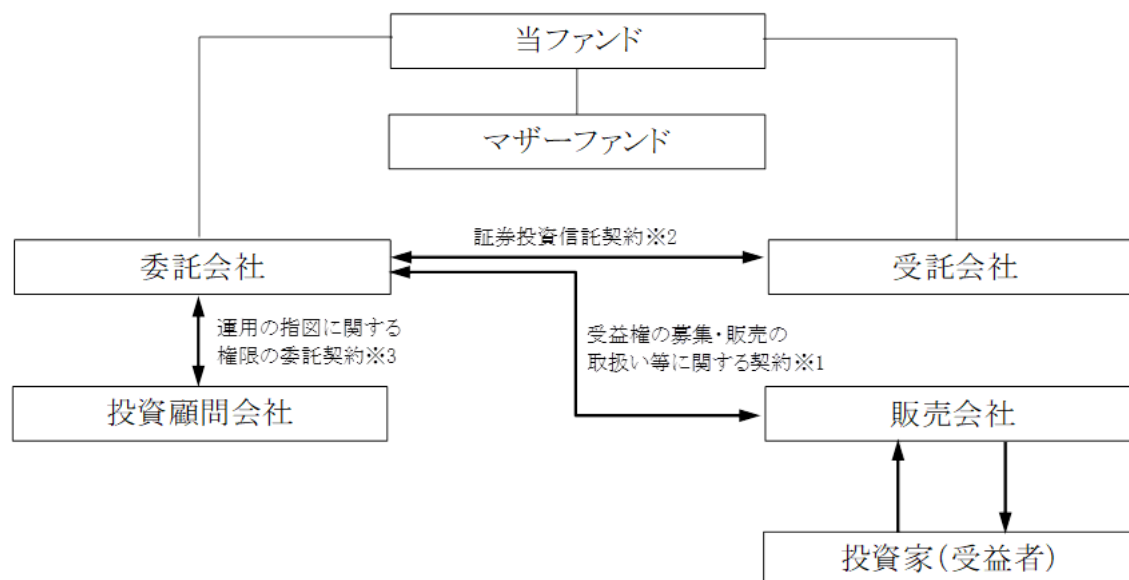
(2) 【ファンドの沿革】

2017年2月17日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

■当ファンドの運営の仕組み■



《当ファンドの関係法人とその役割》

① ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面(以下「運用報告書(全体版)」といいます。))および同法同条第2項に規定する事項を記載した書面(以下「交付運用報告書」といいます。))をいいます。以下同じ)の作成等を行います。

② 三井住友信託銀行株式会社（受託会社）

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

④ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

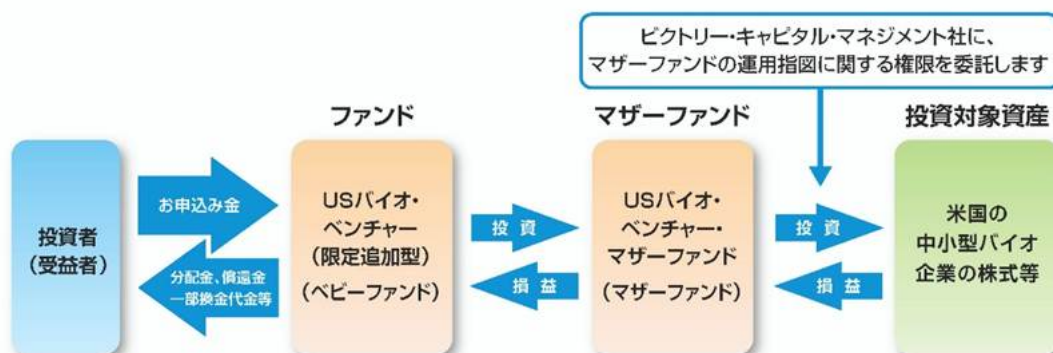
※1： 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3： 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが規定されています。

■ファミリーファンド方式の仕組み■

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



■委託会社の概況(2025年3月末現在)■

- ・ 名称
ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
- ・ 本店の所在の場所
東京都千代田区一番町29番地1 番町ハウス
- ・ 資本金の額
100百万円
- ・ 会社の沿革

1998年1月	Robertson Stephens Investment Management(以下RSIM社、現RS Investments)の子会社としてRS アセット・マネジメント株式会社(以下、RSAM社)設立
2002年4月	RSAM社の経営陣及び従業員が、RSAM社の過半数株式(90%)をRSIM社より取得
2007年1月	社名をRSAM社から「ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社」へ変更
2007年3月	RSIM社の保有する「ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社」の全株式(10%)を買取り、完全独立。

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
ベイビュー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区一番町29番地1 番町ハウス	531株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

「USバイオ・ベンチャー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に高成長が見込まれる米国の金融商品取引所に上場されている中小型バイオ関連企業の株式（預託証券を含みます。以下同じ。）に投資します。
- ②マザーファンドにおける運用指図に関する権限を、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・リンクに委託します。
- ③実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ⑤ただし、市況急変時の対応として、またはファンドの資金動向や投資環境等によって、上記のような運用ができない場合、もしくは運用者の判断で上記のような運用を行わない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

1. 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち、第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の運用指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) (c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場の実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(f)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場の実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議及び組織は以下のとおりです。

会議	役割・機能
運用会議	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 主に以下の項目についての承認及び報告を行います。 ①運用計画書及び運用計画書の変更の承認 ②運用ガイドライン遵守状況の報告 ③再委託ファンドの運用状況及び委託事項の遵守状況の報告 ④再委託ファンドの運用体制に関する報告
法務・コンプライアンス委員会	業務執行に際して生じる多様な法務・コンプライアンス上の諸事案についての基本事項および関連事項を審議、報告することを目的として、原則月1回会議を開催しています。

組織	役割・機能
グローバル資産運用部	当ファンドおよびマザーファンドの円のキャッシュ・マネジメント、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクへの運用の委託に伴う外貨の送回国金を行います。同時に、上記の運用委託先の運用状況が、運用ガイドラインに沿ったものであるかを確認するとともに、同委託先の管理体制等について調査ならびに評価を行います。
運用管理部	信託財産の管理事務を行うとともに、パフォーマンスの測定・分析を行います。
運用企画部	運用状況のモニタリングを行うとともに、運用報告書、月次レポート等で運用状況を開示します。
コンプライアンス室	法令遵守状況の管理を行います。

委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

投資顧問会社については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理の状況のモニタリングをリスク管理担当部門にて行っています。また運用担当部門では外部委託ファンドの運用管理を行い、投資方針に沿った運用が行われているかなどのモニタリングを行っています。

ファンドの運用体制等は有価証券報告書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の決算時（原則として2月9日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③留保益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

信託約款で定める投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。
4. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

⑩先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場の実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場の実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑭信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑮有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記イ、ロ、に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯公社債の空売りの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（後記⑰の規定により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。

⑰公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 前記1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑱外国為替予約の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
2. 前記1. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額と、信託財産に係る為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額の合計額についての為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前記2. においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の合計額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド

の受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日または解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に定められた投資制限

①デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

②同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

（参考）親投資信託：USバイオ・ベンチャー・マザーファンドの投資方針

1. 基本方針

信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として中長期的に高成長が見込まれる米国の金融商品取引所に上場されている中小型バイオ関連企業の株式（預託証券を含みます。以下同じ。）に投資します。
- ②運用指図に関する権限をビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。
- ③組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

- ⑤ただし、市況急変時の対応として、またはファンドの資金動向や投資環境等によって、上記のような運用ができない場合、もしくは運用者の判断で上記のような運用を行わない場合があります。

3【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資し、有価証券先物取引等を活用することがありますので、ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響を受けます。

従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

〔株価変動リスク〕

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

〔為替変動リスク〕

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価値変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいて、外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

〔カントリーリスク〕

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

〔信用リスク〕

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

〔流動性リスク〕

大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあり、その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資するベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

その他の留意事項

〔システムリスク・市場リスクなどに関する事項〕

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

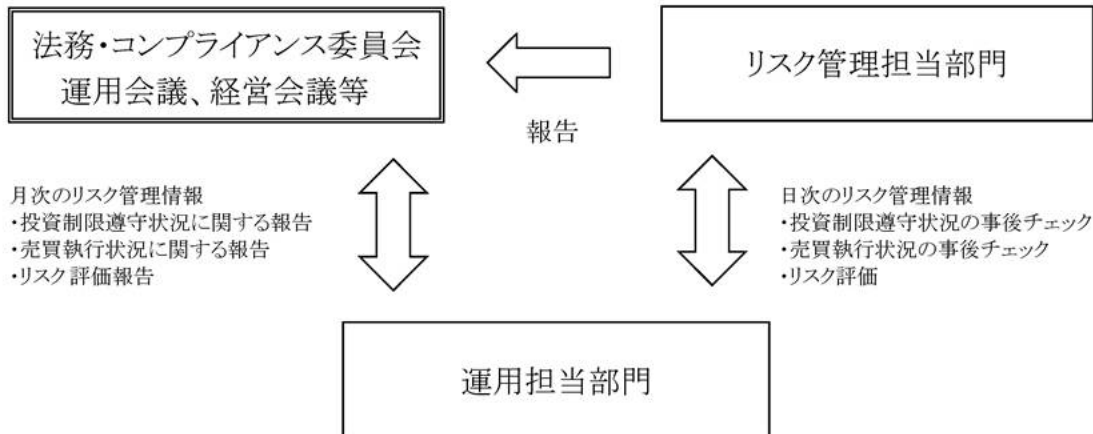
※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合等は、繰上償還されることがあります。
- ◆当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ◆取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆当ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

＜＜委託会社におけるリスク管理体制＞＞

委託会社におけるリスク管理体制の概要は下図の通りです。



- ・ファンドのリスク管理は、運用担当部門においてリスク指標等を常時モニタリングしています。また、社内規程やガイドライン等に基づき、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門により、モニタリング等のリスク管理を行っています。
- ・リスク管理の状況は、リスク管理担当部門から運用担当部門にフィードバックされると共に、法務・コンプライアンス委員会、運用会議等で経営陣に報告され、必要に応じて適切な措置が講じられることになっております。

〔流動性リスクに関する管理体制〕

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。また、経営会議は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

＜＜投資顧問会社におけるリスク管理体制＞＞

リスク管理は、最高経営責任者、最高投資責任者、及び最高コンプライアンス責任者をリスク管理の責任者とし、中小型株式の運用に関するリスク等について、日々、分析および評価を実施しています。また、トレーディング部門において、トレーダーとは別に決済専門の担当者を配置し、正確な約定内容のポートフォリオへの反映を行うと共に、運用部門と分離された管理部門の担当者が、日々のポートフォリオの維持・管理を行っています。さらに、運用部門、管理部門、およびトレーディング部門はそれぞれ独立しており、運用部門はファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良執行を目指します。また、各部門が適正に機能しているか、関係法令を遵守しているかどうかをチェックするため、コンプライアンス責任者が、それぞれ独自に各部門の業務内容を監視します。

※上記の管理体制等は有価証券報告書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ファンドの購入申込期間は、2017年1月16日から2018年2月16日まで。

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.00%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、委託会社までお問い合わせ下さい。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。但し、解約時には後述の信託財産留保額をご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる①信託報酬と②成功報酬との合計額とします。

①信託報酬

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年2.145%(税抜1.95%)の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社との間の配分(税抜)は次の通りです。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年1.2%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.7%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図の委託を受けた会社の報酬（年0.60%）が含まれております。

②成功報酬

計算期間を通じ毎日、成功報酬額控除前基準価額(1万口当たり)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に11%(税抜10%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を1万で除して得た額を計上します。

成功報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の成功報酬額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に支弁するものとします。また成功報酬に係る消費税等相当額を成功報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

$$\text{成功報酬} = \left(\text{成功報酬額控除前基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク} \right) \times \frac{11\%}{(1 - 10\%)}$$

※成功報酬の一部は、マザーファンドの運用の指図の委託を受けた会社へ支払います。

<ご参考>

◆ハイ・ウォーター・マークについて

(1)設定日：10,000円（1万口当たり）

- (2)設定日以降：成功報酬額控除前基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、成功報酬額控除後基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

◆成功報酬の留意点

- ・毎日公表される基準価額は、成功報酬控除後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に成功報酬が差し引かれるものではありません。
- ・成功報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われますが、この場合も成功報酬は既に費用計上されていますので、更に成功報酬が差し引かれるものではありません。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（マザーファンドに関連して生じた費用のうち、マザーファンドにおいて負担せず、かつ委託会社の合理的な判断によりこの信託に関連して生じたものと認めるものを含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 前記①に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関する費用
 2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託会社は、前記②に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を期中に見直すことができます。
- ④ 前記③に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を期中に見直すことができます。
- ⑤ 前記④の場合において、前記②に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前記④に規定する見積率の上限は、年10,000分の10とします。）を乗じて得た額とし、信託期間の全部または一部において計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。
- ⑥ 委託会社は、前記③に定める方法または前記④に定める方法のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて期中に見直すことができます。
- ⑦ 信託財産に係る監査費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

- ⑧ ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

〔譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について〕

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

なお、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

〔少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について〕

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※2023年12月31日まで適用されたNISA制度について記載しております。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

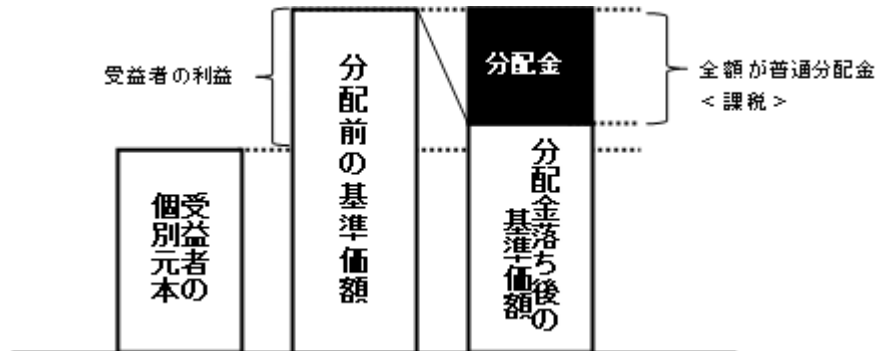
■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせ下さい。

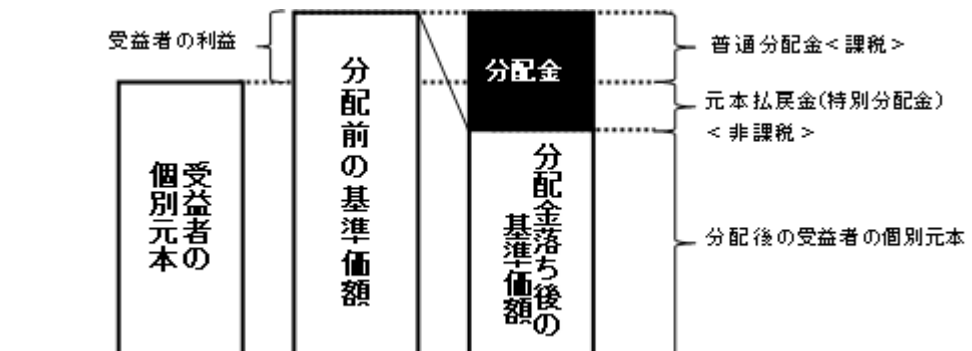
■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年3月31日現在の運用状況であります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	639,771,276	99.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,757,577	0.27
合 計(純資産総額)		641,528,853	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿 単価 (円)	帳簿金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	USバイオ・ベンチャー・ マザーファンド	691,495,111	1.0544	729,112,446	0.9252	639,771,276	99.73

種類別投資比率

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.73
合 計	99.73

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第1計算期間末日 (2018年2月9日)	9,760,467,475 (分配落) (分配付)	1.3398 1.3398
第2計算期間末日 (2019年2月12日)	6,771,844,441 (分配落) (分配付)	1.2123 1.2123
第3計算期間末日 (2020年2月10日)	5,508,952,955 (分配落) (分配付)	1.2972 1.2972
第4計算期間末日 (2021年2月9日)	4,233,881,583 (分配落) (分配付)	2.0102 2.0102
第5計算期間末日 (2022年2月9日)	1,690,339,326 (分配落) (分配付)	0.9555 0.9555
第6計算期間末日 (2023年2月9日)	1,191,363,095 (分配落) (分配付)	0.7591 0.7591
第7計算期間末日 (2024年2月9日)	1,399,545,832 (分配落) (分配付)	1.0671 1.0671
第8計算期間末日 (2025年2月10日)	735,280,633 (分配落) (分配付)	0.8084 0.8084
2024年3月末日	1,311,732,757	1.0525
4月末日	1,106,241,397	0.9326
5月末日	1,077,789,923	0.9098
6月末日	1,098,903,294	0.9316
7月末日	1,109,155,270	0.9684
8月末日	966,818,365	0.9233
9月末日	924,956,687	0.9101
10月末日	964,696,969	0.9568
11月末日	932,442,289	0.9488
12月末日	827,428,233	0.8780
2025年1月末日	778,708,364	0.8408
2月末日	679,104,404	0.7485
3月末日	641,528,853	0.7077

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間（2017年2月17日～2018年2月 9日）	0.0000
第2計算期間（2018年2月10日～2019年2月12日）	0.0000
第3計算期間（2019年2月13日～2020年2月10日）	0.0000
第4計算期間（2020年2月11日～2021年2月 9日）	0.0000
第5計算期間（2021年2月10日～2022年2月 9日）	0.0000
第6計算期間（2022年2月10日～2023年2月 9日）	0.0000
第7計算期間（2023年2月10日～2024年2月 9日）	0.0000
第8計算期間（2024年2月10日～2025年2月10日）	0.0000

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1計算期間（2017年2月17日～2018年2月 9日）	34.0
第2計算期間（2018年2月10日～2019年2月12日）	△9.5
第3計算期間（2019年2月13日～2020年2月10日）	7.0
第4計算期間（2020年2月11日～2021年2月 9日）	55.0
第5計算期間（2021年2月10日～2022年2月 9日）	△52.5
第6計算期間（2022年2月10日～2023年2月 9日）	△20.6
第7計算期間（2023年2月10日～2024年2月 9日）	40.6
第8計算期間（2024年2月10日～2025年2月10日）	△24.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間 （2017年2月17日～2018年2月 9日）	7,953,160,535	668,009,943	7,285,150,592
第2計算期間 （2018年2月10日～2019年2月12日）	199,161,896	1,898,359,070	5,585,953,418
第3計算期間 （2019年2月13日～2020年2月10日）	—	1,339,310,124	4,246,643,294
第4計算期間 （2020年2月11日～2021年2月 9日）	—	2,140,467,788	2,106,175,506
第5計算期間 （2021年2月10日～2022年2月 9日）	—	337,123,888	1,769,051,618
第6計算期間 （2022年2月10日～2023年2月 9日）	—	199,586,474	1,569,465,144
第7計算期間 （2023年2月10日～2024年2月 9日）	—	257,891,562	1,311,573,582
第8計算期間 （2024年2月10日～2025年2月10日）	—	402,035,883	909,537,699

（注1）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定および解約の実績はありません。

<参考情報> U S バイオ・ベンチャー・マザーファンド

以下は2025年3月31日現在の運用状況であります。

(1) 投資状況

資産の種類	国名／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,601,285,989	92.57
	オランダ	17,408,928	1.01
	ケイマン	46,427,365	2.68
	英ヴァージン諸島	35,140,938	2.03
	小計	1,700,263,220	98.29
新株予約権証券	アメリカ	975,157	0.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		28,572,274	1.65
合 計(純資産総額)		1,729,810,651	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	INSMED INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,120	11,954.12	168,792,231	11,661.06	164,654,235	9.52
2	アメリカ	株式	VAXCYTE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,420	13,071.03	149,271,258	10,385.65	118,604,228	6.86
3	アメリカ	株式	REVOLUTION MEDICINES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	15,120	6,308.24	95,380,722	5,584.57	84,438,729	4.88
4	アメリカ	株式	ARCELLX INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,410	10,004.38	74,132,480	10,161.37	75,295,820	4.35
5	アメリカ	株式	CRINETICS PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,900	5,508.88	76,573,535	5,192.82	72,180,331	4.17
6	アメリカ	株式	MADRIGAL PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,460	49,573.35	72,377,097	49,023.12	71,573,759	4.14
7	アメリカ	株式	DISC MEDICINE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,940	8,196.68	73,278,377	7,828.86	69,990,073	4.05
8	アメリカ	株式	BRIDGEBIO PHARMA INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,300	4,762.21	63,337,420	5,249.64	69,820,308	4.04
9	アメリカ	株式	APOGEE THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,470	5,938.93	68,119,578	5,938.93	68,119,578	3.94
10	アメリカ	株式	NUVALENT INC-A	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,750	12,444.76	71,557,391	10,922.43	62,804,007	3.63
11	アメリカ	株式	KRYSTAL BIOTECH INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,170	23,156.16	50,248,872	27,499.71	59,674,389	3.45
12	アメリカ	株式	SPRINGWORKS THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,160	6,022.66	43,122,285	7,088.74	50,755,401	2.93
13	アメリカ	株式	APELLIS PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,420	4,394.39	58,972,751	3,628.85	48,699,172	2.82
14	アメリカ	株式	VERA THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,930	5,206.41	62,112,531	3,981.71	47,501,891	2.75
15	アメリカ	株式	ANAPTYSBIO INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	16,590	2,225.10	36,914,536	2,833.40	47,006,172	2.72
16	ケイマン	株式	MOONLAKE IMMUNOTHERAPEUTICS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,790	6,599.58	51,410,745	5,959.86	46,427,365	2.68

17	アメリカ	株式	VIRIDIAN THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	19,790	2,534.88	50,165,454	2,159.06	42,727,972	2.47
18	アメリカ	株式	JANUX THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	8,203	5,886.60	48,287,800	4,351.03	35,691,516	2.06
19	英 ヴァージン 諸島	株式	BIOHAVEN LTD	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	8,500	5,746.05	48,841,456	4,134.22	35,140,938	2.03
20	アメリカ	株式	PROTAGONIST THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	4,640	5,813.33	26,973,886	7,308.53	33,911,614	1.96
21	アメリカ	株式	IDEAYA BIOSCIENCES INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	12,820	3,438.95	44,087,467	2,549.31	32,682,231	1.89
22	アメリカ	株式	ORIC PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	35,100	1,750.02	61,426,023	918.05	32,223,653	1.86
23	アメリカ	株式	REPLIMUNE GROUP INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	20,400	1,964.44	40,074,702	1,553.51	31,691,661	1.83
24	アメリカ	株式	REGULUS THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	115,108	177.92	20,481,028	258.66	29,774,940	1.72
25	アメリカ	株式	TYRA BIOSCIENCES INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	15,500	1,894.41	29,363,485	1,460.81	22,642,561	1.31
26	アメリカ	株式	ZYMEWORKS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	12,220	2,135.14	26,091,480	1,849.56	22,601,653	1.31
27	アメリカ	株式	ARVINAS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	19,880	2,314.58	46,013,969	1,134.85	22,560,953	1.30
28	アメリカ	株式	SAREPTA THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	1,820	16,719.32	30,429,174	10,527.70	19,160,420	1.11
29	アメリカ	株式	BICARA THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	9,350	1,965.84	18,380,675	2,003.56	18,733,361	1.08
30	アメリカ	株式	AVIDITY BIOSCIENCES INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	3,710	4,875.66	18,088,712	4,724.83	17,529,127	1.01

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	98.29
新株予約権証券	—	—	0.06
合 計			98.35

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

ファンドの購入申込期間は、2017年1月16日から2018年2月16日まで。

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・取得申込の受け付けについては、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
ただし、販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日は申込みができません。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
＜電話番号＞ 03-5210-3573
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
＜インターネットホームページ＞ www.bayview.co.jp

- ・販売の単位は、販売会社が定める単位とします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

2【換金(解約)手続等】

- ・受益者は、委託会社に1口単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けについては、毎月1日および15日（1日および15日が、日本の銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、ニューヨーク証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれもが営業日である日）の午後3時30分までに、解約請求の申込みが行われかつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。ただし、受益者に次に掲げる事由が生じた場合は、上記にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合においては、その相続人）は、販売会社に対して、当該事由を証する所定の書類の提示することにより、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
- ・換金価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額0.3%を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
＜電話番号＞ 03-5210-3573
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
＜インターネットホームページ＞ www.bayview.co.jp

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
 ＜電話番号＞ 03-5210-3573
 ＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
 ＜インターネットホームページ＞ www.bayview.co.jp

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2027年2月9日までとします(2017年2月17日設定)。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月10日から翌年2月9日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2018年2月9日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの償還条件

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由な

どの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(b) 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(c) 関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(d) 運用報告書

委託会社は、原則として毎年2月9日（休業日の場合は翌営業日。）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運

用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付運用報告書を知られたる受益者に交付等を行います。

また、委託会社は、次のアドレスに運用報告書(全体版)を掲載することで運用報告書(全体版)にかかる情報を電磁的方法により提供します。

www.bayview.co.jp

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(e) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.bayview.co.jp

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までに支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までに支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2024年2月10日から2025年2月10日まで）の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【USバイオ・ベンチャー（限定追加型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2024年2月9日現在	第8期 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	18,938,714	-
コール・ローン	-	13,371,198
親投資信託受益証券	1,394,246,575	732,329,067
未収利息	-	166
流動資産合計	1,413,185,289	745,700,431
資産合計	1,413,185,289	745,700,431
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	333,208	251,423
未払委託者報酬	12,661,820	9,553,953
その他未払費用	644,429	614,422
流動負債合計	13,639,457	10,419,798
負債合計	13,639,457	10,419,798
純資産の部		
元本等		
元本	1,311,573,582	909,537,699
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	87,972,250	△174,257,066
（分配準備積立金）	993,657,424	690,013,247
元本等合計	1,399,545,832	735,280,633
純資産合計	1,399,545,832	735,280,633
負債純資産合計	1,413,185,289	745,700,431

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2023年2月10日 至 2024年2月 9日	第8期 自 2024年2月10日 至 2025年2月10日
営業収益		
受取利息	-	6,643
有価証券売買等損益	445,224,575	△255,355,287
営業収益合計	445,224,575	△255,348,644
営業費用		
受託者報酬	673,902	572,810
委託者報酬	25,608,015	21,766,571
その他費用	876,092	826,845
営業費用合計	27,158,009	23,166,226
営業利益又は営業損失（△）	418,066,566	△278,514,870
経常利益又は経常損失（△）	418,066,566	△278,514,870
当期純利益又は当期純損失（△）	418,066,566	△278,514,870
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,640,872	△42,308,790
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△378,102,049	87,972,250
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,648,605	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	62,648,605	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	26,023,236
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	26,023,236
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	87,972,250	△174,257,066

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月10日から翌年2月9日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2024年2月10日から2025年2月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2024年2月9日現在		第8期 2025年2月10日現在	
1. 計算期間の末日における	1,311,573,582口	1. 計算期間の末日における	909,537,699口
受益権の総数		受益権の総数	
2. 元本の欠損		2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回	0円	純資産額が元本総額を下回	174,257,066円
る場合におけるその差額		る場合におけるその差額	
3. 1口当たり純資産額	1.0671円	3. 1口当たり純資産額	0.8084円
(10,000口当たり純資産額)	(10,671円)	(10,000口当たり純資産額)	(8,084円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2023年2月10日 至 2024年2月 9日	第8期 自 2024年2月10日 至 2025年2月10日
1. 当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用 7,326,961円	1. 当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用 6,209,298円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
費用控除後の A 515,599円	費用控除後の A 0円
配当等収益額	配当等収益額
費用控除後・繰越 B 0円	費用控除後・繰越 B 0円
欠損金補填後の 有価証券等損益額	欠損金補填後の 有価証券等損益額
収益調整金額 C 3,083,499円	収益調整金額 C 2,138,310円
分配準備積立金額 D 993,141,825円	分配準備積立金額 D 690,013,247円
当ファンドの E=A+B+C+D 996,740,923円	当ファンドの E=A+B+C+D 692,151,557円
分配対象収益額	分配対象収益額
当ファンドの F 1,311,573,582口	当ファンドの F 909,537,699口
期末残存口数	期末残存口数
10,000口当たり G=E/F×10,000 7,599円	10,000口当たり G=E/F×10,000 7,609円
収益分配対象額	収益分配対象額
10,000口当たり H 0円	10,000口当たり H 0円
分配金額	分配金額
収益分配金金額 I=F×H/10,000 0円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第7期 自 2023年2月10日 至 2024年2月 9日	第8期 自 2024年2月10日 至 2025年2月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。 当ファンドが投資している有価証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの 管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署により、ガイドラインのモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は逐次運用部門にフィードバックされる他、法務&コンプライアンス・ミーティングで報告されます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

期別	第7期	第8期
項目	2024年2月9日現在	2025年2月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左 同左 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第7期(自 2023年2月10日 至 2024年2月9日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	424,753,610
合計	424,753,610

第8期(自 2024年2月10日 至 2025年2月10日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△215,170,282
合計	△215,170,282

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第7期 自 2023年2月10日 至 2024年2月 9日	第8期 自 2024年2月10日 至 2025年2月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,569,465,144円	1,311,573,582円
期中追加設定元本額	0円	0円
期中一部解約元本額	257,891,562円	402,035,883円

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	U S バイオ・ベンチャー・マザーファンド	694,545,777	732,329,067	
合計		694,545,777	732,329,067	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象であるファンド（ＵＳバイオ・ベンチャー（限定追加型））は、「ＵＳバイオ・ベンチャー・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年2月10日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

ＵＳバイオ・ベンチャー・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2024年2月9日現在	2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	37,793,407	5,664,943
金銭信託	44,757	-
コール・ローン	-	44,758
株式	2,992,537,763	1,970,811,890
新株予約権証券	273,976	933,774
未収入金	7,907,107	-
流動資産合計	3,038,557,010	1,977,455,365
資産合計	3,038,557,010	1,977,455,365
負債の部		
流動負債		
未払金	15,716,261	-
流動負債合計	15,716,261	-
負債合計	15,716,261	-
純資産の部		
元本等		
元本	2,215,850,902	1,875,426,448
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	806,989,847	102,028,917
元本等合計	3,022,840,749	1,977,455,365
純資産合計	3,022,840,749	1,977,455,365
負債純資産合計	3,038,557,010	1,977,455,365

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年2月9日現在		2025年2月10日現在	
1. 計算期間の末日における	2,215,850,902口	1. 計算期間の末日における	1,875,426,448口
受益権の総数		受益権の総数	
2. 1口当たり純資産額	1.3642円	2. 1口当たり純資産額	1.0544円
(10,000口当たり純資産額)	(13,642円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,544円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2023年2月10日 至 2024年2月 9日	自 2024年2月10日 至 2025年2月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。 当ファンドが投資している有価証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの 管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署により、ガイドラインのモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は逐次運用部門にフィードバックされる他、法務&コンプライアンス・ミーティングで報告されます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2024年2月9日現在	2025年2月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（自 2023年2月10日 至 2024年2月9日）
売買目的有価証券

（単位：円）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	779,491,264
新株予約権証券	△289,824
合計	779,201,440

（自 2024年2月10日 至 2025年2月10日）
売買目的有価証券

（単位：円）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△361,116,905
新株予約権証券	655,346
合計	△360,461,559

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	自 2023年2月10日 至 2024年2月 9日	自 2024年2月10日 至 2025年2月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023年2月10日	2024年2月10日
期首元本額	2,457,738,642円	2,215,850,902円
期中追加設定元本額	1,844,303円	0円
期中一部解約元本額	243,732,043円	340,424,454円
期末元本額	2,215,850,902円	1,875,426,448円
元本の内訳※		
U S バイオ・ベンチャー（限定追加型）	1,022,025,052円	694,545,777円
U S バイオ・ベンチャーファンドA （一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	61,908,901円	61,306,204円
U S バイオ・ベンチャーファンドY－1 （一般投資家私募）	68,144,923円	66,267,797円
U S バイオ・ベンチャーファンドD （一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	1,063,772,026円	1,053,306,670円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

アメリカ ドル	CAMP4 THERAPEUTICS CORP	17,740	4.37	77,523.80	
	ABSCI CORP	39,740	4.67	185,585.80	
	ANAPTYSBIO INC	14,660	14.58	213,742.80	
	APELLIS PHARMACEUTICALS INC	23,620	29.39	694,191.80	
	APOGEE THERAPEUTICS INC	11,470	39.72	455,588.40	
	ARCELLX INC	7,410	66.91	495,803.10	
	ARVINAS INC	13,500	18.70	252,450.00	
	BIOHAVEN LTD	8,500	38.43	326,655.00	
	BRIDGEBIO PHARMA INC	13,300	31.85	423,605.00	
	CORBUS PHARMACEUTICALS HOLDINGS	7,150	10.15	72,572.50	
	CRINETICS PHARMACEUTICALS INC	12,890	36.98	476,672.20	
	DISC MEDICINE INC	14,590	54.82	799,823.80	
	DYNE THERAPEUTICS INC	6,560	15.37	100,827.20	
	GOSSAMER BIO INC	94,470	1.06	100,138.20	
	IDEAYA BIOSCIENCES INC	12,820	23.00	294,860.00	
	IMMUNOVANT INC	12,570	20.41	256,553.70	
	INSMED INC	14,120	79.95	1,128,894.00	
	IOVANCE BIOTHERAPEUTICS INC	33,200	5.69	188,908.00	
	JANUX THERAPEUTICS INC	8,203	39.37	322,952.11	
	KRYSTAL BIOTECH INC	2,170	154.87	336,067.90	
	MADRIGAL PHARMACEUTICALS INC	700	332.72	232,904.00	
	MERUS NV	2,610	41.25	107,662.50	
	MOONLAKE IMMUNOTHERAPEUTICS	5,680	45.06	255,940.80	
	NURIX THERAPEUTICS INC	8,520	18.88	160,857.60	
	NUVALENT INC-A	4,200	85.68	359,856.00	
	OLEMA PHARMACEUTICALS INC	25,780	5.69	146,688.20	
	ORIC PHARMACEUTICALS INC	28,780	12.25	352,555.00	
	PERSPECTIVE THERAPEUTICS INC	12,659	3.31	41,901.29	
	PROTAGONIST THERAPEUTICS INC	4,640	38.88	180,403.20	
	REGULUS THERAPEUTICS INC	115,108	1.19	136,978.52	
	REPLIMUNE GROUP INC	12,870	13.94	179,407.80	
	REVOLUTION MEDICINES INC	15,120	42.19	637,912.80	
	SAREPTA THERAPEUTICS INC	1,820	111.82	203,512.40	
	SPRINGWORKS THERAPEUTICS INC	17,980	40.28	724,234.40	
	SPYRE THERAPEUTICS INC	4,393	22.65	99,501.45	
	TYRA BIOSCIENCES INC	15,500	12.67	196,385.00	
	VAXCYTE INC	11,420	87.42	998,336.40	
	VERA THERAPEUTICS INC	10,080	36.14	364,291.20	
	VIRIDIAN THERAPEUTICS INC	10,170	17.76	180,619.20	
	ZYMEWORKS INC	14,420	14.28	205,917.60	
アメリカドル 小計		691,133		12,969,280.67 (1,970,811,890)	

合 計	691,133		1,970,811,890 (1,970,811,890)	
-----	---------	--	----------------------------------	--

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	アメリカドル	WRT NUVATION BIO INC	20,381.00	6,144.87	
	アメリカドル 小計		20,381.00	6,144.87 (933,774)	
新株予約権証券 合計				933,774 (933,774)	
合 計				933,774 (933,774)	

(注1)新株予約権証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 40銘柄	99.7%	—	100.0%
	新株予約権証券 1銘柄	—	0.0%	0.0%

2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年3月末日現在)

I 資産総額	643,551,235円
II 負債総額	2,022,382円
III 純資産総額（I－II）	641,528,853円
IV 発行済口数	906,485,764口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	0.7077円 (1万口当たり7,077円)

(参考情報)

「USバイオ・ベンチャー・マザーファンド」

(2025年3月末日現在)

I 資産総額	1,729,810,651円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	1,729,810,651円
IV 発行済口数	1,869,658,183口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	0.9252円 (1万口当たり9,252円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年3月末現在、100百万円

会社が発行する株式総数 8,000株

発行済株式総数 531株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。また、会社の機関として株主総会、取締役会のほか経営会議があります。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

株主総会にて選任された取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。

経営会議

最高経営責任者（CEO）、取締役または執行役員であって取締役会が指名する者により構成され、当社の業務執行の決定を行います。運営の詳細は「経営会議規程」により定められ、取締役会から委任された事項、取締役会に付議する事項、経営会議が承認機関となる社内規程等の制定改廃の承認、「業務分掌規程」にて定める各部室の業務内容などの決議を行うとともに、その結果及びその他経営に関する重要事項を速やかに取締役会に報告を行います。

(b) 投資信託の運用体制

1) 日本株式運用部及びグローバル資産運用部（合わせて以下、「運用部」という。）が運用・調査を担当しており、下記的意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2) 意思決定プロセス

イ. 運用指図の意思決定は「運用会議規則」に従い、「運用会議」における運用方針書及び運用方針書の変更の承認、運用計画書及び運用計画書の変更の承認プロセスより開始されます。

「運用会議」においては上記のほか、発注先金融商品取引業者との新規取引に関する事項、再委託先の選定に関する事項、自社設定投信の投資する投資信託の選定に関する事項等が承認されます。

ロ. ファンド・マネージャーは「運用会議」において承認された運用戦略に基づき、「投資判断者服務規程」、「金融商品の売買執行に関する規則」等に従い、実際の投資活動を行います。

ハ. 「運用会議」において、運用内容に関する事項、トレードコンプライアンス及び運用ガイドライン遵守状況に関する事項、発注先金融商品取引業者との取引状況に関する事項、再委託ファンドの運用状況及び委託事項の遵守状況に関する事項、再委託ファンドの運用体制に関する事項、自社設定投信の投資する投資信託の運用状況及び運用体制に関する事項、議決権行使の結果等が報告されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部及び投資助言業務を行っております。

2025年3月末日現在、委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	55	254,616,818,325
単位型株式投資信託	17	200,076,015,192
単位型公社債投資信託	16	32,058,245,316
合計	88	486,751,078,833

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(3) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		4,078,832		5,092,768
未収委託者報酬		652,164		927,370
未収運用受託報酬		159,306		180,438
未収収益		120,647		176,142
契約資産		90,451		161,314
特定金銭外信託		200,000		200,000
前払費用		22,121		24,171
未収入金		14,280		8,091
その他		8,643		11,147
流動資産合計		5,346,448		6,781,444
固定資産				
有形固定資産 ※1				
建物	254,863		226,116	
車両運搬具	19,655		13,110	
器具備品	35,770		33,762	
リース資産	7,814		5,304	
有形固定資産合計		318,104		278,293
無形固定資産				
電話加入権	768		768	
ソフトウェア	102,023		114,100	
借地権	121		121	
無形固定資産合計		102,913		114,990
投資その他の資産				
投資有価証券	1,614,319		2,198,835	
長期預金	336,171		—	
長期差入保証金	122,368		122,491	
その他	680		657	
投資その他の資産合計		2,073,539		2,321,983
固定資産合計		2,494,557		2,715,267
資産合計		7,841,006		9,496,712

期 別 科 目	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		390,597		701,537
未払金		100,164		102,577
未払手数料	57,807		60,585	
その他未払金	42,356		41,992	
未払費用		144,385		127,169
未払法人税等		380,932		379,953
未払消費税等		93,523		86,952
リース債務		2,761		2,991
流動負債合計		1,112,364		1,401,182
固定負債				
関係会社長期借入金		4,125		4,125
退職給付引当金		147,074		161,079
資産除去債務		80,899		81,669
繰延税金負債		145,744		220,375
リース債務		6,064		3,303
その他		640		0
固定負債合計		384,549		470,552
負債合計		1,496,913		1,871,735
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
利益剰余金		5,901,877		7,009,299
利益準備金	18,885		18,991	
その他利益剰余金	5,882,991		6,990,308	
繰越利益剰余金	5,882,991		6,990,308	
株主資本合計		6,001,877		7,109,299
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		342,215		515,677
評価・換算差額等合計		342,215		515,677
純資産合計		6,344,092		7,624,977
負債・純資産合計		7,841,006		9,496,712

(2) 【損益計算書】

期 別 科 目	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日		当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業収益 ※1				
委託者報酬		2,262,110		3,250,541
運用受託報酬		759,046		809,264
投資助言報酬		22,509		28,859
コンサルティング報酬		933,502		1,044,374
その他		2,708		—
営業収益合計		3,979,876		5,133,038
営業費用				
支払手数料		331,025		394,256
広告宣伝費		12,370		22,302
調査費		198,781		212,129
営業雑経費		9,111		10,039
通信費	4,243		5,041	
協会費	2,441		3,035	
諸会費	1,058		775	
その他	1,368		1,187	
営業費用合計		551,289		638,728
一般管理費				
給料		1,491,535		2,087,269
役員報酬	148,709		159,000	
給料・手当	496,518		505,972	
賞与	846,307		1,422,296	
交際費		14,344		13,902
寄付金		1,170		1,260
旅費交通費		23,214		29,848
租税公課		8,873		6,567
不動産賃借料		172,517		171,110
退職給付費用		32,410		26,627
減価償却費		81,306		83,146
情報機器関連費		126,290		144,714
専門家報酬		44,086		58,659
その他		192,317		240,666
一般管理費合計		2,188,068		2,863,771
営業利益		1,240,518		1,630,538

期 別 科 目	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日		当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業外収益				
受取利息		1,323		4,248
為替差益		66,620		99,592
投資有価証券運用益		33,141		32,458
その他		2,051		2,117
営業外収益合計		103,136		138,417
営業外費用				
支払利息		123		124
営業外費用合計		123		124
経常利益		1,343,531		1,768,831
特別利益				
投資有価証券償還益		37,250		—
投資有価証券解約益		—		643
固定資産売却益		2,052		—
特別利益合計		39,302		643
特別損失				
投資有価証券評価損		15,195		—
固定資産除却損		0		0
特別退職金		—		560
特別損失合計		15,195		560
税引前当期純利益		1,367,638		1,768,915
法人税、住民税及び事業税	589,099		671,055	
法人税等調整額	△10,441	578,658	△10,624	660,430
当期純利益		788,979		1,108,484

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	17,292	5,111,535	5,128,827	5,228,827	319,890	319,890	5,548,718
当期変動額								
剰余金の配当		1,593	△17,523	△15,930	△15,930			△15,930
当期純利益			788,979	788,979	788,979			788,979
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						22,324	22,324	22,324
当期変動額合計		1,593	771,456	773,049	773,049	22,324	22,324	795,374
当期末残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215	6,344,092

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215	6,344,092
当期変動額								
剰余金の配当		106	△1,168	△1,062	△1,062			△1,062
当期純利益			1,108,484	1,108,484	1,108,484			1,108,484
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						173,462	173,462	173,462
当期変動額合計		106	1,107,316	1,107,422	1,107,422	173,462	173,462	1,280,884
当期末残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677	7,624,977

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債（純額）	145,744	220,375

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は前事業年度87,653千円、当事業年度103,823千円ありますが、こちらは将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	314,150千円	343,505千円
車両運搬具	2,454千円	8,999千円
器具備品	123,830千円	134,138千円
リース資産	4,737千円	7,247千円
計	445,172千円	493,890千円

(損益計算書関係)

※1 営業収益は、すべて顧客との契約から生じる収益であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	前事業年度増加	前事業年度減少	前事業年度末
普通株式（株）	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	15,930	30,000	2022年3月31日	2022年6月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

（リース取引関係）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、注記は省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等の他、ファンド組成のためのシードマネー等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社設定ファンドから期末までに日割で計上されたものであり、当該ファンドの決算日の翌営業日に当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等、時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

ほぼ全ての営業債権は、当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務及び投資有価証券は市場価格及び為替の変動リスクに晒されており、継続的なモニタリングを行うことで、適切なリスク・コントロールに努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	1,244,310	1,244,310	—
(2)長期預金	336,171	342,374	6,203
(3)長期差入保証金	122,368	122,326	△ 41
資産合計	1,702,849	1,709,011	6,161
(1)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前事業年度（千円）
組合出資金	370,009

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	1,761,829	1,761,829	—
(2)長期差入保証金	122,491	116,758	△ 5,732
資産合計	1,884,320	1,878,588	△ 5,732
(1)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当事業年度（千円）
組合出資金	437,005

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,078,832	—	—	—
未収委託者報酬	652,164	—	—	—
未収運用受託報酬	159,306	—	—	—
未収収益	120,647	—	—	—
特定金銭外信託	200,000	—	—	—
長期預金	—	336,171	—	—
合計	5,210,951	336,171	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,092,768	—	—	—
未収委託者報酬	927,370	—	—	—
未収運用受託報酬	180,438	—	—	—
未収収益	176,142	—	—	—
特定金銭外信託	200,000	—	—	—
合計	6,576,720	—	—	—

(注4) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額
 前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	1,244,310	—	1,244,310

当事業年度（2024年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	1,761,829	—	1,761,829

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	342,374	—	342,374
長期差入保証金	—	122,326	—	122,326
資産計	—	464,700	—	464,700
関係会社長期借入金	—	4,224	—	4,224
負債計	—	4,224	—	4,224

当事業年度（2024年3月31日）

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	116,758	—	116,758
資産計	—	116,758	—	116,758
関係会社長期借入金	—	4,224	—	4,224
負債計	—	4,224	—	4,224

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される賃借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	1,218,833	695,654	523,178
小計		1,218,833	695,654	523,178
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	25,477	40,673	△ 15,195
小計		25,477	40,673	△ 15,195
合計		1,244,310	736,327	507,983

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	1,761,829	979,933	781,895
小計		1,761,829	979,933	781,895
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
小計		—	—	—
合計		1,761,829	979,933	781,895

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	129,341	147,074
退職給付費用	32,637	26,975
退職給付の支払額	△ 14,905	△ 12,971
退職給付引当金の期末残高	147,074	161,079

(注) 前事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額227千円、当事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額348千円が含まれております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	147,074	161,079
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,074	161,079
退職給付引当金	147,074	161,079
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,074	161,079

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 32,637千円 当事業年度 26,975千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
繰延税金資産				
退職給付引当金	50,871	千円	55,715	千円
資産除去債務	27,982	〃	28,248	〃
未払事業税	33,980	〃	45,020	〃
その他	12,009	〃	8,062	〃
繰延税金資産の小計	124,844	〃	137,047	〃
評価性引当額	△ 37,191	〃	△ 33,224	〃
繰延税金資産の合計	87,653	〃	103,823	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	△ 180,963	〃	△ 266,218	〃
その他	△ 52,435	〃	△ 57,980	〃
繰延税金負債の合計	△ 233,398	〃	△ 324,198	〃
繰延税金資産(負債)の純額	△ 145,744	〃	△ 220,375	〃

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
役員給与等永久に損金に算入されない項目	7.4%	9.3%
住民税均等割等	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.4%	0.0%
所得拡大促進税制による税額控除	—%	-6.5%
中小法人の軽減税率	-0.1%	-0.1%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.3%	37.3%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年～38年と見積り、割引率は0.41%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
期首残高	80,142	千円	80,899	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	〃	—	〃
時の経過による調整額	757	〃	769	〃
期末残高	80,899	千円	81,669	千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	686,988	940,596
顧客からの契約から生じた債権（期末残高）	940,596	1,283,951
契約資産（期首残高）	—	90,451
契約資産（期末残高）	90,451	161,314

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
3,027,784	796,141	155,950	3,979,876

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
4,065,600	852,243	215,194	5,133,038

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社	ベイビュー・ ホールディング ス株式会社	東京都 千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員の 兼任 あり	利息の 支払	123	未払 費用	154
							資金の 借入	—	関係会社 長期 借入金	4,125

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社	ベイビュー・ ホールディング ス株式会社	東京都 千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員の 兼任 あり	利息の 支払	124	未払 費用	154
							資金の 借入	—	関係会社 長期 借入金	4,125

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	—	—	当社監査役	—

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	19,588	未払金	11,875

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	—	—	当社監査役	—

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	39	未払金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ベイビュー・ホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	11,947,444円21銭	14,359,656円30銭
1株当たり当期純利益金額	1,485,836円94銭	2,087,541円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	788,979千円	1,108,484千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	788,979千円	1,108,484千円
普通株式の期中平均株式数	531株	531株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額	6,344,092千円	7,624,977千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	6,344,092千円	7,624,977千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	531株	531株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科 目	当中間会計期間 (2024年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		5,398,022
未収委託者報酬		521,524
未収運用受託報酬		132,831
未収収益		157,775
契約資産		179,642
特定金銭外信託		200,032
前払費用		25,072
未収入金 ※1		8,554
その他		34,151
流動資産合計		6,657,609
固定資産		
有形固定資産 ※2		262,975
無形固定資産		115,120
投資その他の資産		2,535,426
投資有価証券	2,407,182	
その他	128,243	
固定資産合計		2,913,522
資産合計		9,571,131

科 目	当中間会計期間 (2024年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		44,733
未払金		84,429
未払手数料	59,981	
その他未払金	24,447	
未払費用		130,944
未払法人税等		449,526
未払消費税等		27,624
賞与引当金		250,570
その他		2,761
流動負債合計		990,589
固定負債		
関係会社長期借入金		4,125
退職給付引当金		149,170
資産除去債務		82,060
繰延税金負債		102,625
その他		1,922
固定負債合計		339,905
負債合計		1,330,494
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		7,698,010
利益準備金	19,097	
その他利益剰余金	7,678,912	
繰越利益剰余金	7,678,912	
株主資本合計		7,798,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		442,626
評価・換算差額等合計		442,626
純資産合計		8,240,636
負債・純資産合計		9,571,131

(2) 中間損益計算書

科 目	当中間会計期間 自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日
	金 額 (千円)
営業収益	
委託者報酬	1,443,685
運用受託報酬	403,098
投資助言報酬	20,640
コンサルティング報酬	633,880
営業収益計	2,501,305
営業費用	438,297
一般管理費 ※1	1,027,047
営業利益	1,035,960
営業外収益 ※2	72,575
営業外費用 ※3	50,664
経常利益	1,057,871
特別損失	0
税引前中間純利益	1,057,871
法人税、住民税及び事業税	449,838
法人税等調整額	△ 81,739
法人税等合計	368,098
中間純利益	689,772

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677	7,624,977
当中間期変動額								
剰余金の配当		106	△ 1,168	△ 1,062	△ 1,062			△ 1,062
中間純利益			689,772	689,772	689,772			689,772
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						△ 73,051	△ 73,051	△ 73,051
当中間期変動額合計		106	688,604	688,710	688,710	△ 73,051	△ 73,051	615,659
当中間期末残高	100,000	19,097	7,678,912	7,698,010	7,798,010	442,626	442,626	8,240,636

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～18年
器具備品	3年～15年

（2）無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

※1 未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 2,604千円

※2 有形固定資産より控除した減価償却累計額 515,846千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	22,200千円
無形固定資産	18,346千円

※2. 営業外収益の主要項目は次のとおりであります。

投資有価証券運用益	67,409千円
-----------	----------

※3. 営業外費用の主要項目は次のとおりであります。

為替差損	50,602千円
------	----------

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

重要性が乏しいため、注記は省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)投資有価証券	1,902,767	1,902,767	—
(2)長期差入保証金	122,672	115,311	△ 7,360
資産計	2,025,439	2,018,079	△ 7,360
(1)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債計	4,125	4,224	98

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当中間会計期間（千円）
組合出資金	504,415

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (注4) 関係会社長期借入金 は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	1,902,767	—	1,902,767

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	115,311	—	115,311
資産計	—	115,311	—	115,311
関係会社長期借入金	—	4,224	—	4,224
負債計	—	4,224	—	4,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される賃借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）
 当中間会計期間（2024年9月30日）

	種類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	①株式	—	—	—
	②債券	—	—	—
	③その他	1,656,632	979,933	676,699
	小計	1,656,632	979,933	676,699
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	①株式	—	—	—
	②債券	—	—	—
	③その他	246,135	250,000	△ 3,865
	小計	246,135	250,000	△ 3,865
合計		1,902,767	1,229,933	672,834

（デリバティブ取引関係）
 当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
 当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
 当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
 該当事項はありません。

（持分法損益等）
 当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
 該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
 当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	81,669千円
時の経過による調整額	391千円
当中間会計期間末残高	82,060千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	当中間会計期間
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	1,283,951
顧客からの契約から生じた債権（中間期末残高）	814,735
契約資産（期首残高）	161,314
契約資産（中間期末残高）	179,642

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
1,850,489	536,620	114,195	2,501,305

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1株当たり純資産額 15,519,089円99銭

1株当たり中間純利益金額 1,299,006円72銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額 8,240,636千円

純資産の部から控除する合計額 —

普通株式に係る中間期末の純資産額 8,240,636千円

1株当たり純資産額の算定上に用いられた
中間期末の普通株式の数 531株

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益金額 689,772千円

うち普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る中間純利益金額 689,772千円

普通株式の期中平均株式数 531株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊2024年9月末現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほく T T 証券株式会社	1,250百万円	

＊2024年9月末現在

（３）投資顧問会社

（a）名称

ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク

（b）資本金の額

1,121,637千米ドル(2024年12月末現在)

※親会社であるビクトリー・キャピタル・ホールディングス・インクの連結決算における株主資本額です。

（c）事業の内容

投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社からマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行ないます。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年5月9日	有価証券報告書
2024年11月8日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 小杉 真剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 秀洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「U S バイオ・ベンチャー（限定追加型）」の2024年2月10日から2025年2月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「U S バイオ・ベンチャー（限定追加型）」の2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月19日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。